

平成25年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

平成25年9月

豊島区教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	実施方法	1
3	評価の概要	2

II 点検・評価の結果一覧

	点検・評価の結果一覧	5
--	------------	---

III 点検・評価の結果

1	都市型環境教育の推進	
	①西池袋中学校の改築	7
	②芝生の維持管理	8
	③環境教育研修	9
	学校視察評価	10
	都市型環境教育の推進（総合評価）	11
2	学力の向上	
	①能代市との教育連携	13
	②区独自の学力調査	14
	③中学校補習支援チューター事業	15
	学校視察評価	16
	学力の向上（総合評価）	17
3	学校施設環境改善交付金	19

IV. 資料等

	教育に関する事務の点検・評価実施要綱	20
	教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	21

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 はじめに

平成20年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき、本年度も教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施した。

(参考)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施方法

教育ビジョン2010の施策を構成する各事務事業について、ヒアリング及び事業の視察を実施した。

また、評価施策に係る学校の取組みを視察するとともに学校長へのヒアリングを実施し、評価の参考とした。

3 評価の概要

1 委員会の設置

(1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

(2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	飯塚 峻	学校経営経験者	元東海大学教授、元千代田区立一橋中学校長、元東京都教育庁指導部中学校指導課長
委員 (職務代理)	壺内 明	学識経験者	聖徳大学児童学部教授、前港区立御成門中学校長、元江東区立深川第三中学校長、元足立区教育委員会指導室長
委員	和田 健男	区民	自営業、主任児童委員、保護司、元豊島区立小学校PTA連合会会長

2 評価対象

教育ビジョン 2010 の施策の中から2つを選定し、施策を構成する教育委員会の事務事業について評価した。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

施策	施策を構成する事業
(1) 都市型環境教育の推進	① 西池袋中学校の改築 ② 芝生の維持管理 ③ 環境教育研修
(2) 学力の向上	① 区独自の学力調査 ② 能代市との教育連携 ③ 中学校補習支援チューター事業
(3) 学校施設環境改善交付金	

3 評価の視点

事業分析シートでは、施策を構成する教育委員会の各事業について、下表の効率性と有効性の視点から評価する。

総合評価シートでは、事業分析シートで評価した各事業と学校での取組みが施策の推進に寄与しているかという視点で、総合的に有効性を評価する。

また、学校施設環境改善付金に係る事業の評価については、事業分析シートを用いて、学校施設環境の機能の向上という視点から有効性を評価する。

	効率性	有効性
事業分析シート	実施方法は効率的か コストは適正か	施策を構成する各事業と学校での取組みが施策の推進に寄与しているか
総合評価シート	—	施策の目的達成に有効に機能しているか
事業分析シート (学校施設環境改善交付金)	実施方法は効率的か コストは適正か	学校施設環境の機能が向上したか

事業分析シート及び総合評価シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

評 価
A : 高い B : 適正 C : 低い

4 委員会開催状況

回数	開催日	場 所	審 議 内 容
第1回	6月27日(木)	教育委員会室	○ 平成24年度点検・評価後の 取組状況報告 ○ 平成25年度点検・評価の概要 説明 ○ 評価対象の選定について ○ 学校視察の実施について
第2回	7月17日(水)	西池袋中学校 富士見台小学校	○ 学校視察
第3回	7月25日(木)	教育委員会室	○ 外部評価審議(その1)
第4回	7月30日(火)	第4会議室	○ 外部評価審議(その2)
第5回	8月21日(水)	豊島公会堂	○ 「学力の向上」に関する事業の 視察(としま教育フォーラム)
第6回	9月2日(月)	教育委員会室	○ 外部評価まとめ

5 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図る。

区議会第3回定例会 子ども文教委員会(9月30日)に評価の結果を報告する。

II 点検・評価の結果一覧

施策	総合評価	施策を構成する事業	効率性	有効性
都市型環境教育の推進	A	① 西池袋中学校の改築	A	A
		② 芝生の維持管理	B	B
		③ 環境教育研修	A	A
学力の向上	A	① 区独自の学力調査	A	A
		② 能代市との教育連携	A	A
		③ 中学校補習支援 チューター事業	A	A
学校施設環境改善交付金			A	A

Ⅲ 点検・評価の結果

事業分析シート(1-1)

施策名	都市型環境教育の推進
-----	------------

①西池袋中学校の改築

(単位:千円)

内容	平成24年度7月に竣工した西池袋中学校は、施設・運用・教育の観点から、環境への配慮を重視して設計を行った。 その結果、自然採光・自然通風、屋上・壁面及び歩道状空地(※ ₁)の緑化、太陽光パネル設置(40kW)、雨水利用、LED照明、複層ガラスなどを取り入れたエコスクール(※ ₂)となっている。		
手法	地球温暖化をはじめとする環境問題への取り組みとして、CO2削減や省エネ対策を率先する施設とするとともに、教材として環境教育に利用し、生徒の環境への関心を高める。		
	事業費	特定財源	一般財源
予算(H21~24)	4,843,564	196,444	4,647,120
決算(H21~24)	3,095,196 ※ ₃ 【84,000】	211,950 ※ ₃ 【13,000】	2,883,246 ※ ₃ 【71,000】

所要人員(正規)	0.5	所要人員(非常勤)	0	開始時期	平成21年度	終了時期	平成24年度
根拠法令等	なし			法律による義務付け	豊島区みどりの条例(屋上緑化)	必要性	あり

指標	環境配慮・省エネ設備により新校舎のCO2排出量を10%削減する(電気使用量換算)
達成度	屋上・壁面緑化、太陽光パネル、LED照明により校舎全体の年間CO2排出量を14%削減している。(CO2排出削減量:年間18,993kg) 校舎全体のCO2排出量:131,268kg 年間CO2排出削減量:屋上・壁面緑化2,746kg、太陽光パネル:15,790kg、LED照明:457kg

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	環境に対する負荷を低減させるエコスクールとして、「CO2排出量を10%削減する」という目標を超える14%削減している。
有効性 施策の目的達成に有効か	A	太陽光発電や屋上・壁面緑化等学校全体を生きた教材として学習に取り入れることが可能であることから、改築後一年を経た今、省エネ設備や電力消費のデータ等を用いて、身近なところから生徒や教員の意識を啓発するとともに、環境教育の教育課程の見直しを検討する必要がある。 また、学校環境を良好に保持するための教員・生徒・地域の協力体制を構築し、教育ビジョン2010が目指すエコスクールに近づけることが課題である。

※₁) 開発がなされる敷地に接する歩道に、歩道状に空地を設け、歩道と一体となった歩行者空間

※₂) 環境への負荷の低減を図るとともに、教材として環境教育に活用できる学校施設

※₃) 【 】内の数字は、都市型環境教育の推進のための設備にかかった金額

事業分析シート(1-2)

施策名	都市型環境教育の推進
-----	------------

②芝生の維持管理

(単位:千円)

内容	ヒートアイランド対策の一環として敷設した芝生の状態を維持し、子どもたちが自然に触れる場と学習・遊びの場を確保する。芝刈機用ガソリンを購入する等の機材管理の他に、芝刈りボランティアの保険料の支払い等を実施している。芝生化の現状は、全面芝生化3校、一部芝生化2校である。		
手法	委託（芝刈等日常管理は直営）		
	事業費	特定財源	一般財源
24予算	9,501	2,104	7,397
24決算	8,653	2,104	6,549

所要人員 (正規)	0.2	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	平成18年度	終了時期	—
根拠法令等	なし			法律による 義務付け	なし	必要性	あり

指標	晴天時における芝生の表面温度とゴムチップ舗装表面温度との差
達成度	平成22年度の長崎小学校での計測によると、ゴムチップ舗装表面温度65℃に対し、芝生の表面温度は40℃（平成22年9月13日天候：晴れ、気温32℃）であった。これは環境への配慮という観点からはほぼ目標を達成した数値といえる。しかし、芝生面積に対して児童数が多い学校では芝生の傷みが激しく養生期間を年2か月以上設けており、校庭本来の利用に支障を生じているところもある。

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	B	全面芝生化した学校では、養生期間中に校庭の使用が制限される。適切な維持管理のために経費を予算化し、地域の協力を得て効率的に実施しているものの教育活動に与える影響と学校の負担は大きい。
有効性 施策の目的達成に 有効か	B	芝生化はヒートアイランド対策に貢献しているが、教育活動の充実や適切な維持管理の面で課題がある。今後の校庭整備では熱交換塗装を施した全天候型で整備することを基本とし、子どもたちが芝生を通して自然に親しむという点では、校庭の一部芝生化や屋上緑化など他の方法を検討していくべきである。

事業分析シート(1-3)

施策名	都市型環境教育の推進
-----	------------

③環境教育研修

(単位:千円)

内容	豊島区立小・中学校の環境教育推進の担当教員を対象に「環境教育の充実について」の研修を実施した。 区立小・中学校に設置した「学校の森」の説明を通して、本来、森がもつ機能や主な樹種についての理解を図り、各学校で実施する都市型環境教育の教材研究の基盤を整備した。千登世橋中学校の「学校の森」をフィールドにした体験型の研修を実施することにより、授業の進め方だけでなく、児童・生徒が学習する内容である植物の観察や識別の方法、学校の森の活用方法、維持・管理の方法について望ましい知識を受講者が会得した。
----	--

手法	委託
----	----

	事業費	特定財源	一般財源
24予算	70	0	70
24決算	68	0	68

所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	平成21年度	終了時期	—
根拠法令等	なし		法律による 義務付け	なし	必要性	あり	

指標	①受講者の参加状況 ②受講者の満足度
達成度	①全ての小・中学校の環境教育推進の担当教員が参加する環境教育研修会を実施したところ、小学校23校、中学校8校、計31校から教員の参加があり、各学校からの教員の参加は100%であった。 ②受講者のアンケートでは、研修内容の満足度、職務に生かせる内容であったか等について、4点満点中3.6点の評価を得た。

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	平成24年度の研修は、「学校の森」を教育活動で有効に活用することをねらいとして実施された。このように学校環境や身近にある環境を学習教材としていく取組みは、授業等で活用されやすく、児童・生徒も親しみやすく、経費もかけずにできる環境教育である。
有効性 施策の目的達成に 有効か	A	研修受講生は自校で伝達研修を実施し、全ての教員が環境教育を実施できる体制を整えている。例えば富士見台小学校では、ビオトープ建造の際、教員が児童とともに植栽を選別して池を配置するなど研修の成果を生かした活動を行っている。研修によって教員は、児童・生徒の実態や発達の段階を考慮しながら、学校や身近な環境を活用して、学校の特性に応じた都市型環境教育を実施できるようになる。

学校視察評価結果（都市型環境教育の推進）

評価の視点	西池袋中学校	富士見台小学校
学校の取組みの評価	<p>○意欲のある教員が芝生や植栽の維持・発展に努めている。</p> <p>○雑司ヶ谷茄子の栽培という地域性のある環境教育を推進していることは評価できる。</p>	<p>○平成 24 年度に総合的な学習の時間でビオトープの学習を行うとともに、建造地の草刈り・穴掘りなどに児童を参加させていることは評価できる。</p> <p>○ビオトープのデザインや丸木橋の設置等児童の意見を取り入れていることで、自分たちのビオトープづくりを進めているところが評価できる。</p> <p>○ビオトープという生きた教材をうまく活用して、都市型環境教育のプログラムが機能している。</p>
学校の取組みの課題	<p>○学校の設備を意図的、計画的に活用した教育活動の推進を図ることが課題である。</p> <p>○学校の設備を維持していかなければいけないという意識を教員や生徒に持たせることが課題である。</p>	<p>○富士見台小学校のホタルの二世が育まれるビオトープとそこに棲む生き物たちを大切に思う気持ちとそれらを教材とした学習が児童から児童へと引き継がれるようにするしくみは考えられているので、着実に実践することが課題である。</p>
今後の方向性	<p>○生徒や地域の人の力を活用して施設の維持管理に努める必要がある。</p> <p>○旧校舎の解体や新校舎の建築過程においても学習教材となる事象はたくさんある。それらを教育活動にどう生かすことができるのか、改築という貴重な機会を使って学校と行政が知恵を出し合うことが大事である。(防災設備・廃材のリサイクル・地盤調査により明らかになる地層・耐震など建物の構造・植栽・太陽光パネルによる発電量の四季の変化 など)</p> <p>○本校の屋上芝生や緑のカーテンなどの環境を維持・発展させるためのしくみづくりが必要で、それには行政の支援が必要であると同時に、生徒一人ひとりの積極的な参加意識を高めることが必要である。</p>	<p>○ビオトープの維持・拡大には行政の支援が必要である。</p>

総合評価シート(1)

施策名	都市型環境教育の推進
------------	------------

1 施策の目的・内容

目的	高密度都市ならではの環境教育を実施し、子どもたちの地球環境保全への関心を高める。
内容	日本一の高密度都市である本区において、持続可能な社会を目指し、環境保全のために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育成することが求められている。そのために、区独自の環境教育プログラムを積極的に活用し、環境学習を一層推進するとともに、エコスクール化など施設・運営・教育の総合的な観点から、都市型環境教区に取り組んでいく。

2 施策を構成する事業・学校での具体的展開

教育委員会 実施事業	事業の目的
①西池袋中学校の改築（西池袋中学校改築事業経費）	エコスクールの設備を活用して、子どもたちの環境への関心を高める。
②芝生の維持管理（みどりの整備経費）	都会ではあまり接することのできない自然を子どもたちの身近なものにすることによって、環境の大切さを学ぶ。
③環境教育研修（教育人材育成経費）	環境教育推進の担当教員を対象にした研修を実施し、子どもたちの環境への関心をより高める授業づくりを目指す。

学校での具体的展開

<p>【西池袋中学校（視察対象校）】 ○屋上の芝生や3階と2階のテラスの管理等を生徒及び教員で実施している。 ○技術科で江戸野菜の「雑司ヶ谷茄子」の栽培をJA等の協力を得て実施している。 ○職員会議にて、太陽光発電を使っている場合の電力消費量に関心を持つよう周知した。 ○としまCO2削減アクションウィークでは、学校・家庭で節電を促している。</p> <p>【富士見台小学校（視察対象校）】 ○ビオトープにて各学年の学習状況にあわせた授業を実施している。 ○講師を招き、環境教育に関する校内研修を実施しており、昆虫や植物の観察を通じて、教材化の方法等を学んだ。 ○としまCO2削減アクションウィークでは、全児童にチェックシートを配布し、学校全体としてどれだけCO2を削減できたかを集計している。</p>
--

3 現状の評価

点検項目	評価	判断理由
有効性の総合評価 十分な効果が上がっているか 事業や取組みの構成は十分か	A 高い	豊島区教育ビジョン2010の都市型環境教育推進の趣旨が教育施策のみならず学校にも浸透し、特色を生かした環境教育を実施している。

4 その他意見

<p>○学校改築の際には、旧校舎の解体や新校舎の建築過程から学習教材となる事象を集め教育活動に生かすよう考えていくことが大事である。そういう点では、改築というハード面と教育に生かすというソフト面の連携が強化されなければいけない。</p> <p>○学校環境の適切な維持には、地域の力や行政の支援が必要である。</p> <p>○校庭の全面芝生化に伴い、養生期間中の使用制限が運動の機会を減少させることもあるので、教育委員会は各学校の実態を勘案して適切な選択をすべきである。</p> <p>○学校は芝生化やエコスクールの意味を子どもたちに十分伝えるとともに、芝生を大切にすることで児童生徒の豊かな情操を育むことも合わせて教育活動に生かす必要がある。</p>

事業分析シート(2-1)

施策名	学力の向上
-----	-------

①能代市との教育連携

(単位:千円)

内容	全国学力学習状況調査で4年連続トップの秋田県の中でも上位の能代市と教育連携を締結し、教職員相互の情報交換、交流、訪問等の活動を実施する。平成24年度は11月に教員15人が能代市を訪問し、実際に授業を視察した。また、1月には学力向上シンポジウムを豊島公会堂にて実施し、教育関係者や区民等が集まり、豊島区の教育のあり方について考えた。		
手法	直営		
	事業費	特定財源	一般財源
24予算	1,180	0	1,180
24決算	575	0	575

所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	平成24年度	終了時期	—
根拠法令等	なし		法律による 義務付け	なし	必要性	あり	

指標	① 平成24年度学力向上シンポジウムの参加者数 ② 平成24年度学力向上シンポジウムのアンケート調査における肯定的評価の割合
達成度	① 平成24年度学力向上シンポジウムの参加者600人のうち、教員の参加は約350人となり、区立学校全教員の半数以上が参加した。 ② 平成24年度学力向上シンポジウムの実施内容の満足度に関するアンケート調査で、回収した調査用紙の90%以上から肯定的評価を得ることができた。

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率のか コストは適正か	A	能代市と本区の教員構成や地域性の違いを踏まえ、お互いに良いところを学び合い、双方にとってメリットのある連携関係が築かれている。そうした関係性に基づいた予算の執行は必要最小限であり適正に行われている。
有効性 施策の目的達成に 有効か	A	能代市の実践を実際に見聞し、家庭教育や授業改善等の学ぶべき点を取り込み、家庭や教員に具体的に提示することで、保護者や教員が心を動かされ、意識が変化するという効果が期待できる。こうした取り組みによって、家庭学習の習慣が浸透し、学校の授業改善が一層活発になり、児童・生徒の学力向上に繋がっていく。

事業分析シート(2-2)

施策名	学力の向上
-----	-------

②区独自の学力調査

(単位:千円)

内容	区内の全小学校の3年生から6年生及び全中学校の1年生から3年生を対象に学力調査を実施し、子どもたちの基礎知識の定着を調査する。		
手法	委託		
	事業費	特定財源	一般財源
24予算	9,528	0	9,528
24決算	9,490	0	9,490

所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	平成20年度	終了時期	—
根拠法令等	なし		法律による 義務付け	なし	必要性	あり	

指標	区独自の学力調査による子どもたちの学力の状況 〔小学校：計13の学年・教科（3年：2教科、4年：3教科、5・6年：各4教科） 中学校：計14の学年・教科（1年：4教科、2・3年：各5教科）〕
達成度	○小学校では、調査をした学年・教科の約2/3について児童の達成率が70%以上の結果となった。 ○中学校では、調査をした学年・教科の約6割について生徒の達成率が70%以上となった。 ※達成率とは、学年・教科ごとに基準点を設け、その基準点を上回った児童・生徒の割合のこと。

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	業務委託により、効率的な予算執行を図っている。
有効性 施策の目的達成に 有効か	A	区独自の学力調査の結果は、学年別・教科別さらには前年度との比較等細かく分析し、授業改善に活用しやすいよう工夫されている。

事業分析シート(2-3)

施策名	学力の向上
-----	-------

③中学校補習支援チューター事業

(単位:千円)

内容	各中学校で、チューターとしてふさわしい人材（卒業生や地域の大学生等）を面接の上、選定し、放課後や長期休業中の補習の支援を実施している。		
手法	直営		
	事業費	特定財源	一般財源
24予算	1,728	0	1,728
24決算	1,248	0	1,248

所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	平成24年度	終了時期	—
根拠法令等	なし		法律による 義務付け	なし	必要性	あり	

指標	① 区立中学校全体を通じて実施した、補習支援チューター事業の状況 ② 区立中学校ごとの補習支援チューター事業の実施状況
達成度	① 全中学校で実施することができる576時間のうち、528時間を実施した。実施率は91.7%となった。 ② 区立中学校1校あたり72時間を実施することができる中、8校中6校が90%以上の実施率となった。(2校は100%の実施)

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	教育センターで実施していた土曜補習事業を廃止し、各学校においてチューターを活用した放課後指導に切り替えた。補習が必要な生徒、家庭学習が定着していない生徒に対し参加を促進しやすくなり生徒の参加率が向上した。
有効性 施策の目的達成に 有効か	A	家庭における学習習慣の確立に課題がある中、チューター制度は放課後の時間を活用して自主学習の定着を図るのに有効な事業である。 補習終了後にテストをするなどして補習の効果を分析すると良い。

学校視察評価結果（学力の向上）

評価の 視点	西池袋中学校	富士見台小学校
学校の 取組み の評価	<p>○3年生の教室付近の空きスペースを利用し、進路関係の図書を設置していることは評価できる。</p> <p>○現3年生の学力が1年生のときと比較し、確実に向上しているのは評価できる。</p>	<p>○富士見台スタンダードを作り、児童に授業や学習の基本的な姿勢を身に付けさせ、教員も共通した意識のもとに授業を行っていることは評価できる。</p> <p>○家庭学習を重視し、自学ノートを活用して推進していることは評価できる。</p>
学校の 取組み の課題	<p>○学力調査では、生徒ひとり1人の評価を重視し、個人の問題の解決のために取り組むことが重要である。</p>	<p>○高学年の家庭学習の定着率を上げるため、学校が具体的な手立てを講じる必要がある。</p> <p>○富士見台スタンダードでは対応が難しい事例に対しては、教員が児童にあわせた行動をとり、対応していく必要がある。</p>
今後の 方向性	<p>○快適な校舎を活用し、休暇中に特別授業を実施する等、生徒の学力向上につながる取組みを実施するとよい。</p>	<p>○富士見台スタンダードを1年ごとに見直し、より良いものに発展させ、豊島の教育の基本を目指すとい。</p> <p>○家庭学習の中で予習と復習をすることを目指すとよい。</p>

総合評価シート(2)

施策名	学力の向上
------------	-------

1 施策の目的・内容

目的	学びがいのもととなる学習意欲や学習習慣を確立させ、本区の児童・生徒の学力を向上させる。
内容	基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、学習状況に関する調査や能代市との教育連携による成果を活かした授業改善を推進し、学力の伸長を図る。

2 施策を構成する事業・学校での具体的展開

教育委員会 実施事業	事業の目的
①能代市との教育連携（能代市との教育連携事業経費）	能代市と豊島区が相互に優れている取組みを共有し、教育の改善と充実を図る。教員の授業力向上のために、教員派遣を実施する。
②区独自の学力調査（指導書・学習資料等作成経費）	一人ひとりの学力を把握するとともに、各学校の学習指導の改善及び児童・生徒の一層の学力向上に資する。
③中学校補習支援チューター事業（中学校補習支援チューター事業経費）	学力二極化等の課題への対応、及び自ら学ぶ意欲を育成し、学習環境の改善を図る。

学校での具体的展開

<p>【西池袋中学校（学校視察対象校）】 ○校長が能代市への派遣事業（24年度）に参加し、能代市の取組みについて、写真等を用いて教員に周知した。特に、能代市で取り組んでいた「授業の目標の掲示」「目標にどれだけ迫れたのかの確認」を毎時間実施するように指導している。また、「思考・発言・検討・再思考」のプロセスの大切さについても指導している。 ○24年度11月から、2人の大学生チューターが毎週水曜日の放課後、数学1時間・英語1時間、高校受験対策の補充学習を実施している。塾に通っていない生徒等のために学習の時間を設けることができている。</p> <p>【富士見台小学校（学校視察対象校）】 ○学力向上シンポジウム（24年度）で紹介された能代市の取組みの中から、「家庭学習の充実」と「生活の安定」に着目し、全児童に家庭学習ノートを持たせ、家庭学習の定着を図っている。指導方法の面では、教員によって指導の違いを生じさせず、子どもたちが安定した学習習慣を身に付けることができるように、「富士見台スタンダード」という全学級統一した約束を決め、徹底を図っている。</p>
--

3 現状の評価

点検項目	評価	判断理由
有効性の総合評価 十分な効果が上がっているか 事業や取組みの構成は十分か	A 高い	豊島区教育ビジョン2010が求める「確かな学力」の育成に向け、児童・生徒一人ひとりの学力定着状況の把握、授業改善等授業力の向上、学習意欲の向上・学習習慣の確立が着実に図られている。

4 その他意見

<p>○能代市との教育連携では、本区の課題である家庭学習の定着や教員の人材育成等について大いに学び、本区の実情に合わせて実践することが重要である。また、派遣教員については、区を代表して参加しているという意識を醸成し、学んだことを学校全体に還元させるようにしていかなければならない。</p> <p>○区独自の学力調査の結果を活用して適切な授業改善を図り成果を上げている学校の取組みを全校で共有することが区全体の学力向上に結び付いていく。</p> <p>○教員とチューターの連携を図り、参加生徒の学習意欲を高め、学習習慣の定着を一層促進していかなければならない。</p> <p>○努力し成果を上げている学校には、研究費用等の予算配分について特段の配慮をして教員のモチベーションを更に高揚させるなどの工夫を検討していただきたい。</p>

事業分析シート(3-1)

学校施設環境改善交付金

(単位:千円)

内容	学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、補助金収入を得ながら、学校施設の教育環境・防災機能・環境性能の向上のため、学校改築や学校改修を実施する。		
	事業費	特定財源	一般財源
24予算	3,691,641 (内949,983は25年度へ繰越)	248,057 (内71,906は25年度へ繰越)	3,443,584
24決算	1,005,471	267,225	738,246

所要人員(正規)	0.5	所要人員(非常勤)	0	開始時期	平成24年度	終了時期	—
根拠法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱			法律による義務付け	なし	必要性	あり

指標	学校の教育環境・防災機能・環境性能の向上
達成度	<p><西池袋中改築> ○西池袋中学校の改築工事を実施し、構造上危険な状態(耐力度5,000点以下)の建物の建替えを行った。新校舎は重要度係数1.25で設計されており、安全性・防災機能が向上している。 ※重要度係数とは、建物の用途により、必要とされるべき耐震性能を表す数値で、1.25は災害時の避難所として想定される施設に必要なレベルで、大地震があった際に、比較的小さな損傷にとどめることができる。 ○武道場が新築され、武道専用のスペースを確保したことで教育環境が整備され、生徒の武道に対する意識が一段と向上した。 ○プールの老朽化が解消され、塗装の剥がれ、給排水の不具合や濾過機の故障の恐れがなくなり、また、温水シャワー等を整備することにより、安全面・衛生面が向上した。 ○給食室が改築され、空調設備等が完備されたため、調理環境・衛生面等が向上した。 ○環境教育の教材となる屋上緑化・壁面緑化を実施することにより、教育環境・環境性能が向上した。 ○マンホールトイレ10基の新設、防災井戸の改修などにより、防災機能が向上した。</p> <p><目白小改築(平成26年7月まで工事中)> ○目白小学校の改築工事において、構造上危険な状態(耐力度5,000点以下)の建物の建替えを行った。新校舎は重要度係数1.25で設計されており、安全性・防災機能が向上している。 ○プールの老朽化が解消され、塗装の剥がれ、給排水の不具合や濾過機の故障の恐れがなくなり、また、温水シャワー等を整備することにより、安全面・衛生面が向上した。 ○給食室が改築され、空調設備等が完備されたため、調理環境・衛生面等が向上した。</p> <p><大規模改修> ○西巣鴨小学校、高南小学校、椎名町小学校、要小学校はトイレの老朽化が進んでおり、ドライ方式のトイレに改修を行った。ドライ方式にすることにより、臭いや雑菌の繁殖が抑制され、使用面や衛生面で環境が向上した。また、人感センサーや節水型便器等をしようすることにより、環境性能も向上している。 ○仰高小学校、清和小学校、高南小学校、長崎小学校、椎名町小学校、高松小学校、さくら小学校、池袋小学校、要小学校、駒込中学校、千川中学校、千登世橋中学校の教室・管理諸室等の空調設備の改修・新規設置を行うことにより、老朽化が解消され、また、室内の教育環境を適温にすることができるようになり、教育環境が向上した。 ○朝日小学校、池袋第一小学校は校庭舗装の劣化が深刻であり、校庭改修を行った。舗装が改善されることにより、排水性やクッション性が向上し、安全性・教育環境が改善された。</p>

	評価	判断理由
効率性 実施方法は効率的か コストは適正か	A	学校施設の教育環境・防災機能・環境性能の向上のため、学校施設環境改善交付金を活用することで、区一般財源の負担を軽減し、学校改築や学校改修が適切に実施された。
有効性 学校施設環境の機能が向上したか	A	学校施設環境改善交付金を積極的に活用し学校の教育環境・防災機能・環境性能の向上が図られたことで、児童・生徒の学習意欲にも良い影響が与えられる。

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成24年6月4日

改正 平成25年6月27日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日
教育長決定

改正 平成22年6月23日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1)教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2)その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1)学識経験者 1人
- (2)学校経営経験者 1人
- (3)区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

平成25年度
教育に関する事務の点検・評価報告書

平成25年9月発行

発行・編集

豊島区教育委員会
豊島区東池袋 1-18-1
電話 03-3981-1141